

埼玉県高等学校等奨学金事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、埼玉県高等学校等奨学金事業を円滑に行うために、奨学金貸与資格認定者が金融機関と締結する契約事務に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 高等学校等 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例に定める高等学校等をいう。
 - (2) 奨学金貸与資格認定者 埼玉県高等学校等奨学金の貸与要件に合致する者のうち、貸与枠の範囲内において貸与資格を有する者として教育長が認定した者をいう。
 - (3) 金融機関 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例第2条の規定に基づき、埼玉県高等学校等奨学金の貸与の事業を行う金融機関として、教育長が指定した金融機関をいう。

(補助対象)

- 第3条 補助の対象となる事務は、高等学校等の退学者、卒業生又は当該年度の卒業予定者が、在学中に埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けるために金融機関と締結した契約事務とする。

(補助額)

- 第4条 補助の対象となる経費は、奨学金貸与資格認定者が金融機関との間に締結する奨学金の貸与に必要な契約書に貼付する印紙代とし、当該経費に対する補助額は、その全額とする。

(申請書の様式等)

- 第5条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(記載事項)

- 第6条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。
- 2 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の報告書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助事業者に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。